

今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会 設置要領（案）

1. 趣旨

令和3年7月に「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」の報告書が取りまとめられた。

当該報告書では、今後の自動車事故被害者救済対策のさらなる充実の方向性が示された。また、政府再保険制度の廃止時に残った再保険料の累積運用益の一部で形成した自動車安全特別会計自動車事故対策勘定の積立金を活用して自動車事故被害者救済対策を実施するスキームは平成13年の法改正によって整備されたものであるが、金利情勢など、その後の状況変化を踏まえ、自動車事故被害者救済対策を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するための方策に関する検討を進めることが適当であるとされた。

また、自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計への繰入金の自動車安全特別会計への繰戻しについて、その期限が令和4年度末に到来するところ、一般会計の状況も一定程度考慮しつつ、その取扱いについて検討を要する。

こうした状況を踏まえ、自動車事故被害者救済対策を含む自動車事故対策を将来にわたって安定的かつ継続的に実施していく観点から、自動車事故対策勘定の今後のあり方を検討するため、自動車局に有識者や自動車ユーザー団体、自動車事故被害者・遺族団体からなる行政運営上の検討会を設置する。

2. 検討会の名称

「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」とする。

3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、国土交通省が主催するものとし、有識者、関係団体等を構成員とする。（別紙）
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、非公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を公開とすることができる。
- (4) 議事概要及び資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- (5) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

5. その他

事務局を国土交通省自動車局保障制度参事官室に置く。

今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会

委員等名簿

(敬称略、50音順)

○ 委員

(有識者)	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	戸崎 肇	桜美林大学航空マネジメント学群教授
	福田 弥夫	日本大学危機管理学部長・教授
	藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	榎 徹雄	東京都市大学理工学部教授
	麦倉 泰子	関東学院大学社会学部教授
(関係団体)	赤間 立也	一般社団法人日本自動車会議所 保険特別委員長
	小沢 樹里	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会 代表
	桑山 雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
	古謝 由美	NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事
	坂口 正芳	一般社団法人日本自動車連盟 副会長
	高倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会 会長
	徳政 宏一	NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

○ オブザーバー

金融庁
一般社団法人日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
独立行政法人自動車事故対策機構
損害保険料率算出機構

【事務局】

国土交通省 自動車局 保障制度参事官室